

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市水産業振興事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	水産業の発展と地域の活性化を図るために行う多様な取組を推進することで、水産業の振興並びに漁業所得の向上及び安定化を成すため、水産業振興事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	漁業協同組合、漁業生産組合等
補助対象経費	船揚場斜路施設、補償船揚場浚渫、増養殖用施設、鮮度保持施設等
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>補助事業費300万円までの10%から50%以内</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由 保護者に対する給食費の補助であり、1人当たりの補助額が少額となるため（佐渡産水産物等学校給食支援事業）</p>
補助率等	<p>補助事業費の10%から50%以内</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>B 数値化不可</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>算出不可能</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 水産業の振興の指標として水揚量や水揚金額が上げられるが、これらの指標はさまざまな要因によって左右され、当補助金が水揚げに影響があったか判断するのが困難なため。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段） 漁協等にメールにて周知</p>
事業担当 (担当部署) (電話番号)	<p>農林水産振興課 水産振興係</p> <p>0259-63-3761</p>